

新潟市告示第487号

自転車撤去・保管手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、自転車撤去・保管手数料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年6月26日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 公益社団法人新潟市シルバー人材センター  
所在地 新潟市中央区上所1丁目11番4号
- 2 徴収事務を行わせる歳入  
自転車撤去・保管手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和6年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日  
令和6年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで